

令和2年度 熊本県立松橋高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

陸上競技部 野球部 女子ハンドボール部 男子サッカー部 女子サッカー部
女子バスケットボール部 女子バレーボール部 ソフトテニス部 バドミントン部
弓道部 テニス部 剣道部 (卓球部)

2 目標

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める
- (2) スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、毎週水曜日は原則完全休養日とし、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 定期試験の1週間前からは、練習を中止とする。

ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

ア 平日は長くとも2時間程度(学期中の週末も含む)、休業日は3時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 活動時間(完全下校時間)

平日(4月～10月) 終礼後～19:00(19:30)

平日(11月～3月) 終礼後～18:30(19:00)

休業日及び長期休業期間 各部活動で設定

(4) 共通の休養日

ア 毎週水曜日

イ 定期試験前の一定期間

1 学期中間考査

1 学期期末考査

2 学期中間考査

2 学期期末考査

学年末考査

ウ その他

夏季学校閉庁日

冬季学校閉庁日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

ア 休養日

大会の前などの運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

大会の前などの運動部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 活動計画

運動部顧問は、学校で定められた様式を使用し、年間活動計画書並びに毎月の活動計画書及び活動実績報告書を校長に提出する。

7 その他

(1) 部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 必要があるときは部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、管理職に提出し保護者に報告する。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画書並びに毎月の活動計画書及び活動実績書を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。